

令和2年度第4回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和2年7月13日（月）

令和2年度第4回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和2年7月13日（月）午前10時～11時15分まで

2 場所

東大和市役所会議棟第4・5会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理人	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	鈴木 清一	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	出席
委 員	関田 賢治	出席

(2) 市長

市 長 尾崎 保夫

(3) 事務局出席職員

総務部 阿部部長
文書課 加藤課長、吾郷係長、木村主事

(4) 説明員

諮問1 教育指導課 佐藤参事、大野係長
諮問2 文書課 加藤課長
報告1 市民課 安岡係長

4 議題

諮問案件

- (1) 学習支援事業（スタディ・アシスト事業）の委託について
- (2) 委託内容の変更について

報告案件

- (1) 法令等に基づくオンライン結合による外部提供について

- (2) 個人情報取扱事務の開始・変更について
- (3) 個人情報取扱事務の委託期間の更新について

6 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

7 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票

1 開会

○阿部部長 報告事項の差し替えの資料2枚をお配りさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。傍聴はございません。改めましておはようございます。それでは定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。会議に先立ち、委員の出席の状況を報告いたします。

○加藤課長 委員8名中欠席0名、よって会議は成立しております。よろしくお願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。

2 市長挨拶

○阿部部長 続きまして市長より、挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎市長 皆さん、こんにちは。市長の尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、東京都では、7月に入り、連日200人を超える感染者の発生が報道されるなど、新型コロナウイルスの脅威は、今もなお続いております。このため、市におきましては、既存の事務を行うだけでなく、事務内容の見直しや、新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。事務内容の見直しや、新たな事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取扱いが、必要不可欠となってまいりますことから、委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用と充実のために、お力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。いよいよ暑さも日ごとに厳しくなっております。新型コロナウイルス対策に加えて、熱中症対策などを行うなど、体調管理にはくれぐれもお気をつけいただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○阿部部長 ありがとうございます。

3 審議会への諮問

○阿部部長 次に、審議会への諮問でございます。新型コロナウイルスの感染症の拡大防止の観点から、前回同様読み上げのみを行うことといたします。諮問書につきましては、会長の机の上に置かせていただいております。皆様にご配布した資料と同様のものがございますので、ご確認をお願いいたします。

○尾崎市長 諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項については、事務局より説明をいたします。よろしく

お願いします。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

○尾崎市長 よろしく申し上げます。

○阿部部長 それでは、本日の諮問事項を、私のほうから申し上げます。「1 学習支援事業（スタディ・アシスト事業）の委託について」、「2 委託内容の変更について」、以上2件でございます。それでは、この先の会議の進行につきましては、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4 諮問案件の審議

○会長 皆さん、おはようございます。それでは、「令和2年度第4回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めさせていただきます。

諮問1

○会長 まず、諮問1「学習支援事業（スタディ・アシスト事業）の委託について」の審議を行います。担当課の説明を求めます。

○佐藤参事 よろしく申し上げます。

○会長 それでは説明をお願いいたします。

○佐藤参事 私は、教育委員会学校教育部教育指導課長の佐藤洋士と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今回は、個人情報を取り扱う事務の委託について諮問するものであります。委託するに当たりましては、予め事前に審議会の意見を聴かなければならないと、個人情報保護条例第10条第2項に定められております。これに基づき、委託することについて、意見を伺うものでございます。それでは、事務の内容についてご説明を申し上げます。始めに、資料の5ページをご覧いただきたいと思えます。個人情報取扱事務の届出事項についての変更についてであります。事務の名称につきましては、教育指導・相談事業、事務の目的については、児童・生徒、その保護者及び教職員を対象に、教育及び生活指導上の様々な問題・課題を解決するため、関係機関や教育事業者等と連携を取りながら指導及び相談を行うものであります。対象者の範囲につきましては、児童・生徒、その保護者・家族・親族、教員等であります。今回の変更によりましては、15番、備考欄の枠囲みのところにもありますとおり、（5）進学を目的とした発展的な学習支援事業（スタディ・アシスト事業）を業務委託により行うための変更でございます。

続きまして、資料7ページをご覧ください。こちらは、新たに委託をする事業の内容についてであります。6番をご覧ください。委託の内容・理由についてであります。これまで、学習習慣の確立や基礎学力の定着を目的とした学習支援事業（地域未来塾）を実施してまいりましたが、更なる放課後等の学習支援充実に向け、進学を目的とした発展的な学習支援事業（スタディ・アシスト事業）を実施したいと考えております。委託の内容につきましては、中学校3年生を対象に、進学を目的とした学力向上と進路実現に向け、学習塾等の外部人材を活用した学習指導・学力分析等を委託するという内容でございます。委託の理由といたしましては、学習指導の専門業者に委託をすることで、効果的な指導を実施することができるものと考えております。委託の期間につきましては、令和2年7月14日から令和3年3月31日までと考えてございます。今回の委託に係る個人情報の項目・範囲についてであります。

(1) 識別番号、(2) 氏名、(3) 生年月日・年齢、(4) 性別、(5) 学校、(6) 成績・評価、(7) その他教育指導に必要な情報であり、その範囲を、生徒、その保護者・家族・親族としております。9番の個人情報保護措置の概要についてであります。契約書に添付をする「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に基づき、個人情報の適正な管理・取扱い等の措置を受託者に遵守をさせたいと思っております。私からの説明は以上でございます。以上ご説明申しあげました事務に関しまして、事務を委託することについて意見を伺うものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何かご質問等がございましたら、お願いしたいと思えます。委員。

○委員 いくつか聞かせていただきたいと思っております。今まで行ってきた地域未来塾と、今回のスタディ・アシスト事業の、多分もともとの事業もわからない方もいらっしゃると思うので、両方の内容と、どこに差があるのかということですね。対象人数等も、どういふ変化があるのかをお聞かせいただければと思えます。あと、この個人情報の部分が、5ページの8番のところですよ。これが個人情報として使われる内容ということで良いのですか。白が使われるのではないのですよね、黒が使われるのですよね。そうすると、かなり広範な内容になっているかなというの。もともと、これは地域未来塾の時から、個人情報の項目がこれだけ必要なのかという、質問です。あと、7ページの8番の委託に係る個人情報の項目でその範囲ということで、保護者・家族・親族というこの書き方からすると、いわゆる両親以外の方たちにも広がっているという理解で良いのかということで、バラバラした質問で申し訳ないのですけれども、以上です。

○会長 3点ほどありました。担当課。

○佐藤参事 ご質疑をいただきました内容についてであります。1点目まず、これまで実施を教育委員会として行ってきました地域未来塾と、今回のスタディ・アシスト事業の違いというところで、そもそもその内容のところですが、まず地域未来塾につきましては、学校の放課後又はお休みの日をメインとして、子どもたちを広く集めて、地域の人材などを活用して、その方たちに子どもたちの学習指導の補填をしていただくというような形で、現在実施をしております。今回のスタディ・アシスト事業につきましては、その指導者が、学習塾等の民間の人材を活用して、専門的な知見に基づいた学習指導を行っていただくという点で、違いがあると考えております。

対象人数につきましては、今のところ、中学校5校ありますけれども、その5校全体で100人程度ということで想定をしておりますので、1校当たり20人程度になるかなということを考えております。

資料5ページの8番の記録項目のところの黒枠のところになりますけれども、資料5ページの内容については、事務の名称が教育指導・相談事業ということで大きく括っております。15番の備考欄を見ていただくとわかるとおり、今回の学習支援事業だけでなく、地域未来塾、また(2)にもあるとおり、児童虐待の防止等に関する法律に基づくような教育相談事業を一括に含んでおりますために、この黒マークの範囲が大変広がっているというようにご理解をいただければと思っております。従いまして、今回の資料7ページにあります個人情報の項目・範囲の内容を、今回新たに業者に提供するという形になります。その範囲の保護者についてであります。まずは第一義的に、ご連絡ができる保護者をメインに考えておりますが、どうしても保護者で、そういった方がいらっしゃらないご家庭のケースもあるところから、その範囲を若干広めているとご理解をいただけたらと思っております。私の説明は以上でございます。

○委員 もう一度確認です。そうすると、この事業の対象というのは、進学に当たり学習につまずきがあると思われる生徒・児童が、中学生だから生徒だけですよ、ピックアップをされて、対象者となって、一定の時間に集まってもらって、そこへの学習支援が今までは地域ボランティアの方だったけれども、学習塾等のきちんとした技術のある方たちに進学指導のための学習支援をするけれども、つまずきがある生徒たちの背景についてもおそらく踏み込む場合があるので、個人情報としてここまで広い情報を必要とするという理解で良いかということ、もう一度確認したいです。

○佐藤参事 今回のいわゆる学習塾等に情報提供をする上で、業務内容として、例えば事前の学力状況の把握のためのテストのようなものと、そういったことも含んでおりますし、あと保護者を対象とする説明会とか、そういったことも今、計画をしているところです。そういうところで、成績等にも関わってまいりますし、また保護者との連携にも関わってくるという部分から、これだけの個人情報が必要になると考えてございます。

○会長 委員、よろしいですか。はい、委員。

○委員 先ほどのお話と関連するのですが、委託対象者の範囲で、全体で100名程度ということだったのですけれども、そのピックアップ方法はどのようにやるのかということと、そのような事業を学校でやらずに、外部事業者へ委託する必要性の部分をお聞かせいただければと思います。

○会長 2点ございました。担当課よろしくお願ひします。

○佐藤参事 まず対象となる生徒さんの抽出の仕方ですが、これからまた学校とも協議をしながら進めていくところではありますけれども、学力、これ中学校3年生というところで、かなり大きな狙いのところが、進学、進路を意識した学習補填というところが大きなメインになってきます。そこを、どういふ対象にするかということも幅広くということではなかなか難しい、人数も限られておりますので、概ね学習の状況が中程度あたりのお子さんが、今後伸び率としては高くなるのではないかなということの想定をしているところです。そのあたりで、現在学校と調整を進めていきたいと考えております。抽出の方法につきましては、基本的には本人も含めたご家庭からの希望を取りながら、いくつか、例えば学力の状況ですとか、例えば今回学習塾を想定しておりますので、学習塾に通っていないお子さんですとか、そういったことをいくつか選考の基準というか、項目として立てながら、対象となるお子さんを学校と調整をしていきたいと考えております。

2点目の、委託の趣旨というか狙いのところについてですけれども、これまで地域未来塾で、本当に幅広く地域の人材を活用しながら行ってきたところですが、やはり専門的な知見、指導力を持っている塾等にお願いをすることで、短期間でより効果的な学習の伸びというのが期待できるのではないかと、この点が1点と、その背景といたしまして、放課後学習の教職員、教員の負担軽減ということも大変大きいかなと考えております。また、なかなか経済的に学習塾等に通えないというお子さんもいらっしゃると思いますので、そういったご家庭への配慮、負担軽減ということにも効果があるというところから、今回塾を取り上げた委託ということを考えてまいりました。以上でございます。

○委員 そうすると、底上げというよりは、経済的に塾とかには通えないけれども、中程度の学習能力があつて、進学を希望する子を対象という形なのですか。

○佐藤参事 そうですね。

○委員 何か目的がちょっといまいまいちよくわからない。

○佐藤参事 学力差が、当然上の子ももっと伸びたいと思っておりますし、下の子たちも当然伸びたいと、

皆が伸びたいと思っているので、どこに照準を合わせるかというのはなかなか難しいところではあるのですが、一定期間集中をして、集団で授業を行っていく形になるものですから、やはりある程度、同じレベルの層が揃っていることのほうが、指導と需要と供給の関係が上手くいくと考えているところではあります。その上では、なかなか、子どもたちに、あるいはご家庭に手を挙げていただく条件として、全ての回に原則参加をできるというところの見通しを持ってもらえるお子さんということを考えて時に、大変言い方は失礼になりますが、なかなか学習意欲がまだ十分育ちきっていないケースのお子さんになった時に、毎回参加ができないケースがあるのは、学習の効果として、期待が薄まってしまう可能性があるものですから、少し対象を下から上に少し上げたというところがございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 委員。

○委員 今の質問の続きになってしまうのですが、コンスタントに通える子ということですが、大体放課後の学校の先生たちが定時で帰る時間よりもちょっと長めに行われるのか、あと週何回くらい行われるのかと、先ほどこちらには放課後等と書いてあるのですが、休日もということだったのですが、そのへんの回数というのも教えてください。

○会長 担当課長。

○佐藤参事 どのくらいのペースなのか、休日なのか、あたりのところですが、先ほど私が申し上げたのが、今やっている地域未来塾は放課後に行っているということでご説明をさせていただきました。今回の学習支援事業の委託につきましては、ずれは出てくると思うのですが、原則土曜日で授業を実施したいと考えております。週1回のペースで、これをある程度受験の終わるくらいの時期のところを目指しながら、定期的にやれたらと考えております。

○委員 時間帯的には。

○佐藤参事 時間としては、学校と調整をしながら、学校によって午前でやる学校、あるいは午後でやる学校というのが出てくるかなと想定しております。

○委員 教科というのは、参加されるお子さんによって、国数英とか、5教科のうちからその都度選ぶのですか。それとももう決まっているカリキュラムで動いていくのか、20人が同時に同じことを受けるのか。地域未来塾は個別でやっていらっしゃると思うのですが、そのへんはどう変化するのですか。

○佐藤参事 教科につきましては、主要となる教科として英語と数学、この2教科で一応想定をしますが、具体的なところは学校と調整をしながらこれは進めてまいりたいと思います。原則英語と数学。この20名を、10名ずつの少人数クラス2つに分けて、片方が英語、片方が数学、これを1時間、1コマやって、1日に2コマを考えていまして、クロスで入れ替えて、英語と数学というような形でやりたいと考えております。

○委員 ありがとうございました。

○委員 よろしいですか。何点か。概要がわからなかったもので、非常に今までの質問、質疑の中で概要がわかってきたのですが、個人情報という部分に関して言えば、3年前に委託業者が、名簿を持ち出して、それが要するに盗まれたと。非常にあってはならないことが、3年前に起きておまして、内容を見ますと、ただ名簿だけではなくて、かなり成績だとか評価ですとか、その他教育指導に必要な情報という形で、かなりナーバスというか、非常に極めて慎重に扱わなければいけないということがございま

すので、そのへんについてはやはりしっかり、業者選定の中に、委託仕様書だけではなくて、どういった形で業者選定を行うか不明ですけれども、そういったことをやはり考慮しながら、やっていただきたいと思うのですけれども、そういう観点からお聞きしたいと思います。先ほど、各学校で20名程度ということで、お話を伺いました。私の経験からすると、地域的に、中学3年生、あるいは生徒数、学籍簿等々を踏まえますと、だいぶ偏りがあって、一律各中学校20名というのが、果たしてそれがどうなのかなというの、実は公平性の観点から、どうしてもそういう各校20名ずつとかとやりがちなので、多い、つまり中学3年生が150人のところと、100人満たないところと、それがその100人の上限の中でどうかなということが、まず、どういように考えていらっしゃるか、1点。

それから、学習指導という部分での、その他指導に必要な情報という部分でいうと、かなりナーバスではあるのですけれども、いわゆる学習塾という部分でいうと、専門業者というだけでは、なかなか効果が上げにくいというように思うのですけれども、そのへんの契約の部分で、先ほどその個人情報の部分も含めて、どういった選定基準というのをお持ちなのか。いわゆる、いろいろな塾がありますよね。つまり、そういうような形の学力考査が、学力分析もやるということになると、かなりそれができる業者が限られてくると思うのです。それに、この契約の7条ですか。教育指導という、個人情報の従事者に対する教育研修及び監督というのが、特記仕様書に含まれているので、それが例えば個人情報の保護ですとか、情報セキュリティの意識の向上ということで、業者が研修を実施して、必要な監督をしなければいけないというのは、ある程度しっかりとした体制を取っているところでない、非常に契約しづらいのではないかとと思われるところから、今現在、どういった業者を、具体的な名称は結構ですので、考えているか、その3点くらいをお話しいただければと思います。

○会長 担当課。

○佐藤参事 まず、学校別の人数についてでありますけれども、現時点では100名ということで考えておまして、それを単純割すると20名程度ということになります。ここについても学校と調整を今現在した上で、20名程度でいけるのではないかとということで、学校の了解をいただきながら、今、進めているところです。ただ、現実には、委員が仰るとおり、学校によって人数が当然違いますので、そこに希望する生徒の数の違いが出てくる可能性というのは出てくると思います。その際には、大卒の100というところの中で、微調整は可能かなということは考えてございます。

続きまして、その他教育指導に必要となる情報ということで、大変ざっくりとした書き方になってしまっていますけれども、私どもで考えている情報というのは、生徒さんが集合して授業というか指導を受けるわけですけれども、何かしらの事故等で、例えば本来、来るべき日時に来られないようなお子さんが出る可能性がある。そういった時に、やはり緊急の連絡先ということで、保護者の連絡先というのは、これは必要になるだろうと考えております。また、これは調整になりますが、管理職の連絡先も必要になるのではないかとということから、「(7) その他教育指導に必要となる情報」ということで、考えているところです。

そういったセンシティブというか、細かいところの情報も含めて、専門業者にはお願いしていくことになりますけれども、その際に、選定の業者の基準ということになりますけれども、今、私どもでは子どもたちに直接学習指導をしていただく上で、例えば、これまですでに中学生以上を対象に、過去1年間に200時間以上指導実績がある先生を派遣できる業者とか、英語の学習については、民間の英語の検定試験があると思いますけれども、その検定試験のある基準をクリアしている先生とか、そういった

形で、そういう一定程度のレベルの指導者を派遣できる業者を選定できるような形で、業者そのものではなく、そういった指導員をどう派遣できるかというところで、業者の選定を行っていったらと考えているところです。また、今回これからですが、業者の研修等につきましても、派遣していただく指導者の実績を考えますと、その指導者お一人お一人にこの短期間の中でなかなか研修ということは厳しいのかなというところを思っていますが、このある程度レベルの高い指導者を派遣していただけるということで、また研修についても、業者と調整を進めさせていただきたいと考えております。以上であります。

○会長 よろしいですか。ほかにございますか。

○委員 ちょっと審議会の趣旨とは違うかもしれないのですけれども、対象者は20名程度というところで、20名程度を選出する基準みたいなところを明確にしておかないと、やはり上から、成績優秀者のほうから20名ピックアップして、結局その能力を集中的に上げて、学力格差を広げるということに、市が直接的にやってしまうというような結果にも、今話を聞いて思ってしまったので、その基準のところの明確化をしっかりとしたほうがいいのかという感想です。ありがとうございます。

○会長 私からよろしいですか。今、各委員から質問があった中で、私も思ったことなのですが、やはり条件というのですか、子どもを選ぶ時に、今、委員が仰ったように、ここで差別が生まれるような気がしてしょうがないのですね。これは制度の問題ですから、個人情報保護審議会の内容とは少しずれるのですが、そこで選ばれた、選ばれないという中で、差別が生まれるような気がします。この目的そのものが、本当にピンポイントで、ここにある例えば委託の期間が3月31日までとなっているので、私、最初はコロナの関係で学習が遅れた方たちが対象なのかなと思ったのですけれども、聞いているとそうではないような感じもして、何かこう、今回これをとりあえず試験的にやってみて、今後のことも継続するかどうかわからないのですが、含めて、先ほど言った差別にならないように、実施方法を検討していただきたいと思うのですが、何かありましたら。

○佐藤参事 今回の学習支援事業委託のスタディ・アシスト事業というものなのですけれども、こちらはそもそも東京都の補助事業になってございます。東京都から私どもが、東大和市が指定を受けて実施をする事業でありまして、東京都の計画をしているスタディ・アシスト事業の狙いというところは、焦点が、発展的な学習をよりきちんと確実にして、子どもたちの学習を伸ばすというところが、大きな趣旨としては含まれているというところでありまして、従いまして、そのあたりの事業趣旨を考えまして、当市といたしましては、上のほうというよりは、これから更にもうひと頑張りすることで、学習を伸ばしていけるお子様たちに、なんとか焦点を当てながら、この事業の目的を達成していきたいと考えているところでありまして。

○会長 変な言い方ですけれども、例えば学力別に希望者を募って、その学力に合った指導をしていくというような、それも希望者は全て対象とするというように持っていければ、非常に素晴らしいものになるのかなと思うのですが、今回、とりあえず東京都の事業ということで、人数も先ほど言ったようにある程度限定した中で実施するということですので、ある意味これが、今回とりあえずやってみて、次、今後どうするかというところのステップになるのかなと思うのですが、これで例えば1回で終わった場合、どうしても先ほど言ったような、どうしてあの子たちだけなの、というのがすごく残るような気がしてならないのですね。これは制度のことなので、審議会の内容とは違うのですけれども、言えるものではないかなと思いますが、そのへんは注意しながらやっていただければなと思います。よろしく願います。ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。はい、委員。

○委員 選定された業者さんに対する対価としては、ビジネスとして成立するような対価なのですか。というのは、その部分が単独でビジネスとして成り立つのであれば、多分情報の2次利用とかというのはないのかなと思うのですが、ひょっとしたら、業者さんということなので、例えば自分の塾のところへの勧誘だとか、あるいは、今回その期間はなかったとしても、これ中学3年生なので、3年後には大学受験があったりするわけではないですか。その大学受験の時に、ここで得た情報を使って、例えば営業をかけるとか、そういったことというのは、当然認められないでしょうけども、ただ何かそういうのは、どうなってらっしゃるのかなというのをお聞きしたいです。

○大野係長 今回の先ほど事業者選定にも話が出ましたけれども、教育指導課としては指名競争入札という方法を考えております。業者さんにある程度指名でお声かけをするのですが、その条件の中で一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定するプライバシーマークを得ている業者さん、会社、またはISO国際標準化機構27000シリーズの27001の承認を得ていることを条件として、塾をやっている皆さんにお声かけするのではなくて、ある程度水準のきちんとした塾にお声かけをする予定でありますので、そのような心配はないかなと考えております。

○委員 何年補助になるの。3年補助、1年補助、単年度補助。よく東京都が2年やった、3年で募集が終わったとか、2年で云々だとかという形で。

○大野係長 2年のものです。

○委員 2年ですね。ありがとうございます。

○大野係長 今回、東大和市はモデルケースとして選定されております。

○会長 よろしいですか。それでは、たくさんのご意見をいただきました。ほかにないようですので、このへんで審議会の意見をまとめたいと思います。諮問1「学習支援事業（スタディ・アシスト事業）の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 異議なしをいただきました。ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。各課長ありがとうございます。

○佐藤参事、大野係長 ありがとうございます。

諮問2

○会長 それでは、諮問2「委託内容の変更について」の審議を行います。事務局の説明を求めます。

○加藤課長 それでは、着席にて失礼いたします。それでは、諮問2につきまして、ご説明申し上げます。資料の13ページをお開き下さい。現在行っております個人情報取扱事務の委託のうち、今年度委託先の事業者に変更があったものや、委託先が決定したものについて、諮問するものであります。担当課が複数にまたがっておりますので、一括して事務局から説明をいたします。

15ページをお開き下さい。43件の委託事務について、表の右側2列に今年度、及び前年度の委託先を記載しております。前年度の欄に、斜線が引いてあるものは、本審議会で諮問の承認をいただいた後に、委託先が決まったものであります。いずれも、事務の内容、及び取り扱う個人情報の項目については変更がございません。

15ページのNo. 2及びNo. 3総務管財課、寄附受領事務については、これまでの「ふるさと納税運営サイト ふるさとチョイス」に加え「株式会社ユニメディア」が運営する「ふるさとプレミアム」

を増やしたことによるものであります。

18ページをお開き下さい。No. 37高齢介護課、生活支援ショートステイ事業については、ショートステイ先となる特別養護老人ホーム2社を増やしたことによるものであります。

その他委託先が変更になった理由としましては、入札などの理由により事業者が変更となったものであります。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か質問等がございましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。それでは、特にご質問等ないようですので、審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2「委託内容の変更について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

5 審議会への報告

○会長 引き続きまして報告案件に移りたいと思います。報告案件の「1法令等に基づくオンライン結合による外部提供について」、「2個人情報取扱事務の開始・変更について」、「3個人情報取扱事務の委託期間の更新について」を、一括して事務局から説明を求めます。よろしくお願ひします。

○加藤課長 それでは、引き続きまして着席にて説明をさせていただきます。19ページをお開きください。本日の報告事項3件を、事務局からご説明いたします。

21ページをお開きください。報告「1法令等に基づくオンライン結合による外部提供について」、今回は市民課の2つの事務についてであります。

23ページをお開きください。はじめに市民課の1つ目の事務、「住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務」の変更の届出であり、変更理由は、15の「備考欄」の(5)に記載のとおりであります。これは、近年、国外に滞在する日本人が増加傾向にあることから、マイナンバーを管理する国のシステムに、住所の履歴である戸籍の附票を提供することにより、国外転出者のマイナンバーカードの利用を実現するものであります。

これまでのマイナンバーカードでは、住民票を基礎とした制度であったため、国外転出した際には住民票が削除されてしまうことから、国外転出者はマイナンバーカードが使用できませんでした。そこで、住所の履歴である戸籍の附票を個人認証の基盤として活用することで、国外転出者もマイナンバーカードの利用が可能となるものであります。これにより、国外転出者も国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の利用が可能となり、年金の現況届などオンラインでの手続が可能となるとともに、マイナンバーカードの利用促進が期待されるものであります。

25ページをお開きください。本件に関する第12号様式、法令等に基づくオンライン結合による外部提供の審議会報告書であります。1の「オンライン結合又はオンライン外部提供をする組織の相手方」は、国及び地方公共団体、3の「オンライン結合又はオンライン外部提供ができるとする法令等」は、住民基本台帳法であります。その他は、記載のとおりであります。

27ページをお開きください。市民課の2つ目の事務、「戸籍に関する事務」の変更の届出であり、

変更の理由は、15の「備考欄」の(5)に記載のとおりであります。本変更により、戸籍事務にマイナンバー制度が導入され、本籍地以外での戸籍謄抄本の発行や、行政手続における戸籍謄抄本の添付の省略などが可能となるものであります。

29ページをお開きください。本件に関する第12号様式であります。1の「オンライン結合又はオンライン外部提供をする組織の相手方」は、国及び地方公共団体、3の「オンライン結合又はオンライン外部提供ができるとする法令等」は、戸籍法及び戸籍法施行規則であります。その他は記載のとおりであります。報告1については、以上であります。

次に、報告「2個人情報取扱事務の開始と変更について」であります。大変申し訳ございません。本日机上配布させていただきました差替えの資料31ページをご覧ください。差替えによる変更の内容は、一覧表の2番目にある防災安全課の事務の名称を「震災被災者支援事務」から「震災等被災者支援事務」としたものであります。

説明を続けさせていただきます。一覧表でお示ししておりますが、今回は8つの課におきまして、個人情報取扱事務9件の届出がありました。

それでは、資料に戻りまして、33ページをお開きください。企画課の総合計画事務についてですが、次期総合計画策定に関するワークショップ等を開催するに当たり、電話番号を収集するための変更であります。

次に、こちらは大変申し訳ございません。本日机上配布させていただきました差し替えの資料35ページをご覧ください。防災安全課の震災等被災者支援事務についてですが、これまでは地震が起きた際の震災を想定していた「事務の名称や目的」、「対象者の範囲」に「等」を加え震災に限らず、新型コロナウイルスや風水害などの災害支援にも対応できるように変更するものであります。また、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けることはもとより、感染の疑いのある方や、妊産婦などの要配慮者を専用スペースにて対応するものであります。

次に、資料の37ページをお開きください。子育て支援課の子ども家庭相談事業についてですが、虐待を受けている児童のケース記録など、要保護児童の情報を自治体間で共有するため、国が構築する全国統一情報共有システムを利用するための変更であります。

次に、39ページをお開きください。保育課のベビーシッター利用支援事業についてですが、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休業をした場合に、保護者がベビーシッターを利用するための変更であります。

次に、41ページをお開きください。保育課の東大和市子ども・子育て支援会議関連業務についてですが、今年度予定している市政50周年記念式典において、子ども・子育て憲章に関連するイメージ動画や写真のスライドの上映を行うための変更であります。

次に、43ページをお開きください。健康課の東大和市健幸都市宣言制定事務についてですが、こちら、先ほどと同様に市制50周年記念式典で、健幸都市宣言に関連するイメージ動画や写真のスライドを上映するための変更であります。

次に、45ページをお開きください。都市計画課の多摩都市モノレール主催写真コンクールに関する事務についてですが、多摩都市モノレール株式会社が主催する写真コンクールの特別賞である東大和市長賞受賞者に対し、多摩都市モノレール株式会社が用意した記念品を送付するための届出であります。

次に、47ページをお開きください。土木課の放置自転車返還業務についてであります。市が撤去した放置自転車を返却する際に、自転車の持ち主の氏名、住所が記入された受領証を市が受け取るための変更であります。

次に、49ページをお開きください。図書館の指定管理者制度導入事務についてであります。現在、清原と桜が丘にある地区図書館への指定管理者制度導入に係るパブリックコメントを実施するための届出であります。報告の2については、以上となります。

次に、51ページをお開きください。報告「3個人情報取扱事務の委託期間の更新について」であります。先ほど諮問2でご説明したものの以外に、今年度の個人情報の取扱いを委託して行う事務について一括して報告するものであります。53ページから73ページに渡り、187件の委託事務について一覧表にしております。なお、委託事務の内容については変更がありませんので、1件ずつの説明は省略させていただきます。以上で報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○**会長** ありがとうございます。報告は終わりました。質問等がございましたらお願いいたします。

○**委員** 41ページですけど、「子ども・子育て憲章の読み上げ及び式典後の周知・啓発」ではちょっとよくわからないのでお聞きしたいのですけど、子どもが壇上で読み上げるようなことがあって、それが市報とかインターネット上に載ることがあるということなののでしょうか。

○**加藤課長** 子ども・子育て憲章当市が策定いたしましたものを、当初はその策定に関連した方々が会場に来て発表することを想定しておりましたが、コロナウイルスの関連がございまして、会場に集まることは望ましくないだろうということもあって、映像のみの配信を今のところは予定しております。市政施行50周年記念式典は9月26日午前中、ハミングホールで予定しておりますが、コロナの関連で規模を縮小して実施する予定であります。以上であります。

○**委員** あと15の備考のところ「(6) ③本人の同意を得て撮影」というのはないということですか。

○**加藤課長** 当日の様子ではなくて、事前に作ったものを当日の会場で流すようになります。

○**委員** 本人の同意を得てなのですけど、子どもの場合は保護者の承認とかもあわせて必要ではないかな、必要があるかどうかということお聞きしたいのですけど。

○**加藤課長** 今委員のほうからいただきました仰るとおり、児童生徒については保護者の同意も必要と思いますので、そこについては担当課のほうに申し伝えさせていただきます。

○**会長** ほかにありますか。はい、委員。

○**委員** いくつか事業について教えていただきたいと思います。37ページの要保護児童等に関する「全国統一情報共有システム」という国のシステムができたことでの、個人情報が出るといふことかなというふうに理解しているのですけど、時々ニュースで児童虐待が疑われるご家庭が引っ越しをしてしまったことで、自治体が変わったことで情報が行き届かずに事件になってしまうというケースがいくつか聞いていますけれど、そういうことの改善のための仕組みだと思っておりますが、そういう理解でいいのかどうかということ。

続きまして、47ページの放置自転車返還業務ですけれども、目新しい事業ではないような気がするのですが、改めてここで持ち主の受領書を受けるためにここでの変更になるのが、どういうことなのかということをお聞きしたいと思います。

続きまして49ページ、地区図書館への指定管理者制度導入に係るパブリックコメントについて、こ

こでの個人情報の取扱いが持ち上がってきているのが、通常パブコメというのはホームページとかで、内容が発表されて、それに対して広く公の声を拾うというやり方だと思うのですが、それがそうではない、電算システム以外で行われるパブコメということで、この内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

ちょっとだけ戻って33ページ、総合計画事務のところ、ワークショップ等のための募集に当たり、電話番号を収集する必要というのは、どういうことを想定して、電話番号を収集するのかということをお聞かせいただけたらと思います、以上です。

○加藤課長 4点いただきました。ページの若い順に33ページの企画課の総合計画事務ワークショップのということですが、ワークショップのメンバーとなる方は、ボランティアで立候補していただいた17名の方がいるのですが、その方に集まっていたとか、連絡事項の際に改めて電話番号を招集させていただくための変更となっております。ボランティア17名は、総合計画の事務を進めるに当たり、昨年度市民意識調査を3,000人対象に実施した際に、もしご希望の方はということで、手を挙げていただいた17名の方が対象となっているのですが、その方たちの電話番号となっております。

それから続きまして2番目の、37ページの子ども子育て相談事業に関連する要保護児童の情報を自治体間で共有するということですが、委員の仰るとおり、迅速な対応ができるように、全国で情報共有をして漏れないように、対応していくという主旨で行うためのものであります。

続きまして3番目の質問です、47ページの放置自転車返還業務についてです。委員の仰るとおり、従前よりこの事務行われていたのですが、ここで事務の目的を改めて整理したことに伴う届出ということで変更であげさせていただいております。

それから最後に49ページの指定管理者制度導入事務ということについてであります。こちらについてはパブリックコメントのやり方としては、特に変更とかはこれまでも行ってきたパブリックコメントと同様な形になるとは聞いておりますけれども、パブリックコメントをするに当たりまして、パブリックコメントを届けていただいた方の、氏名、住所、電話番号を収集するという目的で、ここで事務の届出を出させていただいているものであります。以上4点であります、よろしくお願いたします。

○会長 よろしいですか、ありがとうございます。私からいいですか。最初のマイナンバーの関係なのですが、これは戸籍の附票の関係なのですが、戸籍の附票というのは書かれている内容というのはどういったものが書かれているのかということ、徐票は適応外になると思うのですね。この書かれている内容についてお聞かせ願いたいということ、報告1については目的が2つありますよね。その目的の2つが、この審議会以降変更したいということなのですが、それぞれ本来であればいつから適用したかったのかなというのを聞きたいのですが、この審議会を通した後、直ちに適用させていただきますということだとは思いますが、それぞれ目的が違うものが設置されている、そのへんのところ聞かせていただきたい。

○加藤課長 2点いただきました。1点目の戸籍の附票についてでありますけれども、戸籍の附票は、住所の履歴というところでイメージをしていただければと思います。これまでは住民票を基礎としたマイナンバーの制度であったため、住民票のほうでは、国外転出してしまいますと、消除という形で住民票そのものがなくなってしまいます。戸籍の附票のほうには住所の履歴がどんどん残っていきますので、その内容を基にマイナンバーカードの利用が可能となるものであります。

それから2点目のご質問ですが、報告の1の2点についての実施時期ということによろしかったです

か。これらの実施時期については、実際のところ国の法律は公布されているのですけれども、施工が実はまだとなっております、本市としての明確な時期はまだ決まっていないという状況です。ただ施行されたらすぐに実施できるように、1つ目の住民基本台帳並びに個人番号の付番及びカードの交付に関する事務については、このあとの9月補正でシステム改修などの予算を計上する予定です。ただ実際の実施時期については未定となっております。2つ目の戸籍に関する事務についてはこちらのほうシステム改修に関する予算を今年度の当初予算に計上しておりますので、国から使用書等が出れば、すぐに契約をして、その準備に取り掛かるような予定となっております。いずれも申し訳ございません、現時点ではいつからというのがまだ明確ではない事務となっております。以上であります。

○**会長** 最初の附票の関係は、例えば住所を外国に移した場合には、戸籍の附票も最終住所も外国になるわけですね。それで適用するという考え方でよろしいですか。

○**加藤課長** そうですね、担当課のほうから説明させていただいてよろしいですか。

○**安岡係長** 失礼します、市民課の安岡と申します、よろしく申し上げます。今、附票の最終住民登録地が例えばオーストラリアとかに転出の手続きをした場合、オーストラリア国というのが記載されたりするのでありますが、今回の戸籍の附票の改修とかで、住所のほかに生年月日と性別、あと住民票コードというものが載ってきます。それで今は名前と住所しか載っていないので、それだけしか本人確認できないのですが、そのように記載事項が増えることで、より確実な附票での本人確認というのが行えるようになるということで、国のほうからの説明を伺っております。

○**委員** あまり関係ないのですが、例えばその住民票にはオーストラリアに転出した場合はオーストラリア国に転出と書かれると思うのですが、例えばオーストラリアからほかの日本以外の外国に移った場合に、その現居住国の記載が附票に載るのですか。

○**安岡係長** その具体的なやり方については私もそうなった方がいいかなと思うのですが、例えば国外から国外と住所移した場合に、そこまで具体的に手続するのかというのがまだ国のほうから示されておりません。基本的には本籍のある自治体で戸籍の附票を記載しますので、そこをどういったやり方でやっていくのかというのはまだ示されておりません。

○**委員** ありがとうございます。

○**会長** 委員。

○**委員** 今のマイナンバーの最初のご質問で思ったのが、マイナポータルが使えるようにということで年金等ということをご説明いただいて、マイナポータルで年金って今日本のシステムの中ではそこがまだないような気がしているのですが、想像するに、国外に行っても国外の年金制度と日本でかけた年金制度と合算されて、最終的に年金受給に至るためにこういう履歴が必要なんだと想像はしたのですが、ここ今回のこの件とそのマイナポータルという言葉と年金というのが私の中では引っかかったので、もし詳しいご説明がいただけるようだったら。

○**安岡係長** わかる範囲でご説明させていただきますと、まずはマイナポータルのほうでは現況届というのがないと思うのですが、今後そういったことが予定されている、国からの説明によると、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズが高まっているというところで、国外転出された方もマイナンバーカードが使えるようにすることで、インターネット上でマイナポータルを利用して、年金の現況届とか、その他の手続もオンラインで可能になるということで、国のほうからは改正の背景ということで説明があります。ゆくゆくは在外投票におけるインターネット投票とか、そ

ういったことも考えているそうです。ちょっと今現時点ではそういったことしかわかりませんが、以上になります。

○会長 よろしいですか。

○委員 先々のことを想定して、できるところから進んでいこうということかなと理解をしました。

○会長 まだまだ運用のことでわからないところがたくさんあるかと思うのですが、ある程度限界も想定されるのかなと今感じたのですが、了解しました。ほかに何かございますでしょうか。

○委員 せっかくなので、お聞きします。戸籍の附票については先日三鷹市でDV加害者に対して郵送でこたえてしまったという非常に大きくショッキングな出来事としてでていました。本市の対応としてそういうことはないと認識しているのですが、マイナンバーカードを使うと、戸籍の附票が取れると。そのリンクについては課題となっているという認識でよろしいでしょうか。つまりアラートが今は出て、窓口等やあるいは郵送請求で対応されているのではないかというふうに想像しているのですが、その場合に、戸籍の問い合わせがあったときに、本人だけに限定しているというふうに認識してよろしいでしょうか。つまり戸籍の附票は戸籍に記載されている人間の附票が取れるというのが住民基本台帳の20条の交付の請求になっているので、そのへんがわかれば教えていただきたいのですけれど。

○安岡係長 まず、マイナンバーカードを用いると、今4桁の暗証番号設定していただくとコンビニで戸籍とか、住民票とか、戸籍の附票というものを取得することができます。ただし、こういったDV被害者に対する支援措置というのを市民課で行っておりますけれども、そういった支援措置を受けている方はマイナンバーカードを用いても、コンビニ交付はできない設定になっているのです。なので、まずコンビニのほうで、例えば該当者の方のマイナンバーカードを悪用して暗証番号とかも活用して、第三者が取得するようなことはまず無いようになっています。ただ、窓口、郵便等で請求があった場合、今、住民票、戸籍の附票を発行禁止という設定にしておりますので、まず誰かがアクセスしようとしたら住民票とかは出せないような設定になっておりますので、そこで複数のものが確認して、出すべきか、出さないべきかというのを、請求者の資格等確認して、複数の目で確認して慎重に対応しているところで、以上です。

○委員 ありがとうございます、すみません、何度も。

○会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。それでは、以上で本日の報告は終了しましたので、以上で本日の議題は全て終了させていただきます。

それでは本日承認となりました諮問につきましては、審議会の意見として「取り扱う個人情報、情報漏れのないように十分注意し、適切に管理すること」を付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

6 閉会

○会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の「個人情報保護審議会」を終わりにしたいと思います。長時間に渡りまして、ご協力ありがとうございました。それでは事務局から連絡事項等があればお願いしたいと思います。

○加藤課長 皆様、長時間に渡るご審議どうもありがとうございました。次回の保護審議会についてありますが、本日皆様から頂きました日程調整表を基に11月4日水曜日午前10時から会議棟にて行いたいと思います。次回のご審議についてもどうぞよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。